

技 管 第 4 2 8 号  
土 技 第 4 6 3 号  
平成 2 6 年 1 月 2 0 日

農林水産部 各課長  
土 木 部 各課長  
関係各出先機関長  
各地域振興局農林(水産)部長  
各地域振興局土木部長

様

農林水産部  
技術管理課長  
土 木 部  
土木技術管理課長

余裕期間を見込んだ早期契約制の一部改正及び運用について（通知）

このことについては、平成21年6月29日付け農計技管第420号及び土技第163号で農林水産部及び土木部関係機関長に通知しているところですが、下記のとおり一部改正し運用することとし、平成26年2月3日決裁分から適用しますので通知します。

おって、今後発注される工事について、当面の建設資材や労働力の確保を理由とする入札不調の増加が懸念されますので、その対応として積極的な活用について御配慮願います。

#### 記

- 受注者の工事施工体制の整備を図り、もって事業の円滑な施工を確保するため、建設資材、労働力確保等を事前に計画的に準備するための余裕期間を見込んだ早期契約制を採用することができることとする。
- 1の余裕期間を見込んだ早期契約制の運用については、次によるものとする。
  - 以下において、次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。
    - ア 工 期：余裕期間と実工事期間の合計で始期と終期を明示したもの。
    - イ 実工事期間：実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と跡片付け期間を含めたもの。
  - 発注者（熊本県会計規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。）は、契約ごとに3か月を超えない範囲内で余裕期間を設けることができる。
  - 発注者は、あらかじめ工期を指定する。
  - 余裕期間内は、現場代理人及び技術者の設置を要しない。
  - 実工事期間内の準備期間は、現場代理人の常駐及び技術者の専任を要しない。
  - 余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できる。
  - 特記仕様書（現場説明書）に、以下の内容を記載する。

工 期：契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで（××日間）

- 上記工期には、余裕期間〇日間を設けている。なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。  
また、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。
- 余裕期間内における資材の投入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。  
ただし、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(8) 発注者は、余裕期間を設けることにより繰越が生じないように配慮すること。

《主な改正点》

2. (6) の内容 (下線部) を追加

農林水産部技術管理課	
農業土木技術班	高橋 (5454)
林務水産技術班	森本 (5464)
土木部土木技術管理課	
技術指導班	伊東 (6055)

【参考資料】

◇工期の具体的な考え方

